

## 公益社団法人日本金属学会 代議員選挙規程

### (総則)

第1条 代議員の選挙に関しては、「公益社団法人日本金属学会定款」および「公益社団法人日本金属学会細則」の規定に基づくほかは、この規程による。

### (選挙管理委員会の設置)

第2条 代議員の選挙を行うため、代議員選挙管理委員会（以下選挙管理委員会という）を設置する。

2 選挙管理委員会の委員長及び委員は、正員の中から、会告により応募した者で、特別な利害関係を有しない者から選任する。ただし定数に満たなかった場合又は応募がなかった場合は、当該代議員選挙に立候補しない理事のうちから選任することができる。

3 委員の定数は、委員長を含め3名以内とする。委員の応募者が定員を超えた場合は、年長の順に、年令が同じ場合は会員歴の長い順に3名をとる。

4 事務局は事務局長及び庶務担当者とする。

### (地区別選挙並びに定員及び選挙数)

第3条 代議員選挙は、地区別及び本部枠で行う。

2 各地区的定員の端数処理は、細則第3条第2項に定める通りとする。

### (代議員候補者の資格)

第4条 候補者の資格は次による。

- (1) この選挙が実施される年度の正会員の会費を納入した正会員及び維持員から指名された正会員であること。
- (2) 地区別の選挙では、所属地区以外の地区の候補者になることはできない。
- (3) 本部枠の候補者は、維持員から指名された正員であること。
- (4) 自ら立候補する者であること。

### (選挙に係る会告)

第5条 この法人は、会報に選挙管理委員会の委員長及び委員の募集を会告する。

2 選挙管理委員会は、会報に代議員候補者の募集を会告する。

### (候補者の募集及び受付)

第6条 代議員候補者は、立候補を選挙管理委員会に文書で期日までに届け出るものとする。

2 前項において、候補者はこの法人の正会員を代理人として届けることができる。

3 立候補受付開始以降に、選挙管理委員会に立候補届出の文書が到着した順を、立候補受付順とする。

### (選挙方法)

第7条 選挙管理委員会は、前項によって届け出られた候補者を立候補受付順に記載した候補者一覧を作成し、投票フォームに記載する。

2 選挙は電磁的方法を使用し、選挙管理委員会に送信することによって行う。

### (選挙の開票)

第8条 次の各号の一に該当する投票は無効である。

- (1) 所定の投票フォームから投票していないもの。
- (2) 地区別および本部枠の選挙定数に過不足のある投票、ただし候補者数が選挙定員数に満たない地区は除く。
- (3) 当該地区および本部枠の立候補者以外の候補者を記載したもの
- (4) 期日までに投票しなかったもの

2 代議員選挙は、投票数に係らず、有効とみなす。

- 3 地区および本部枠の候補者数が、地区および本部枠の選挙定員に満たない場合でも、投票数の過半数を得た者を選任しなければならない。
- 4 各地区および本部枠の得票上位の者から順に選挙定員までをとり、次点者を各地区および本部枠の補欠とする。
- 5 前項において同得票者が複数の場合は、会員歴の長い者を取り、会員歴も同じ場合は年長者をとる。
- 6 選挙の開票に係る疑義は、選挙管理委員会で協議する。

(選挙の確定)

第 9 条 選挙結果は、社員総会での報告をもって確定する。

(選挙結果の会告)

第 10 条 選挙結果は、社員総会で報告後、この法人の会報に会告しなければならない。

(選挙管理委員会の関与)

第 11 条 この規程に疑義が生じた場合は、選挙管理委員会で協議する。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を要する。

(運用の定め)

第 13 条 この規程の運用に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

附則

1. 平成 23 年 8 月 10 日 制定 (第 872 回理事会決議)
2. 平成 23 年 9 月 30 日 承認 (平成 23 年第 1 回臨時社員総会決議)  
施行は公益社団法人移行時とする。
3. 平成 24 年 2 月 7 日 改訂 (第 875 回理事会決議) 選挙の開票の定めの追加
4. 平成 24 年 10 月 5 日 一部改訂 (第 881 回理事会決議及び平成 24 年度第 1 回臨時社員総会決議) 第 1 条改訂
5. 平成 25 年 3 月 1 日 一部改訂 (第 884 回理事会決議) 法人名称の改訂
6. 平成 25 年 8 月 23 日 一部改訂 (第 888 回理事会決議) 第 3 条及び第 4 条の改訂
7. 平成 26 年 6 月 8 日 一部改訂 (第 908 回理事会決議) 本部枠代議員の追加
8. 平成 26 年 10 月 6 日 一部改訂 (第 910 回理事会決議) 条文に本部枠代議員を追加
9. 2019 年 8 月 5 日一部改訂, 2020 年度 4 月 24 日施行 (第 930 回理事会決議) 第 3 条の改訂
10. 2022 年 8 月 2 日 一部改訂 (第 951 回理事会決議) 投票方法の変更等